



2024年2月21日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ビ ジ ョ ン
代 表 者 名 代表取締役会長 CEO 佐野 健一
(コード番号：9416 東証プライム)
問 合 せ 先 取締役 CFO 中本 新一
(TEL. 03-5287-3110)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年3月28日開催予定の当社第23回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 取締役の任期の変更

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮するものです。なお、変更後の任期は、本総会で選任される取締役から適用されます。(変更案第21条)

(2) 剰余金の配当等の決定機関の追加

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等の決議を取締役会決議により行うことが可能となるよう、所要の変更を行うものであります。(変更案第39条)

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙記載の通りです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024年3月28日

定款変更の効力発生日 2024年3月28日

以上

<別紙>

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第1条～第20条：<条文省略> (任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条～第38条：<条文省略> (剰余金の配当)</p> <p>第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p> <p><u>2 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p><u>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p><新設></p> <p>(剰余金の除斥期間) 第40条 <条文省略></p>	<p>第1条～第20条：<現行どおり> (任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <削除></p> <p>第22条～第38条：<現行どおり></p> <p><削除></p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第39条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p><u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</u></p> <p><u>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(剰余金の除斥期間) 第41条 <現行どおり></p>